

受験番号

令和 8 (2026) 年度横浜国立大学大学院国際社会科学府

博士課程前期 国際経済法学専攻

入学試験 (第 2 次募集) (筆記試験) 問題

専門科目

憲 法	1
民 法	2
商 法	3
租 税 法	4
経 済 法	5
労 働 法	6
知的財産法	7
開発協力論	8
国際行政論	9

「解答はじめ」の合図をするまで、絶対に問題冊子を開いてはいけません。筆記用具を持ってはいけません。



[憲 法]

次の第1問および第2問のすべてに解答しなさい。ただし、第2問については、(1)と(2)のいずれかから一問を選択し、解答しなさい。その際、選択した問題の番号を冒頭に記載すること。

[第1問]

いわゆる森林法違憲判決(最大判昭和62年4月22日民集41巻3号408頁)を紹介し、経済的自由規制の司法審査における目的二分論の是非について、酒類販売業免許事件最高裁判決(最判平成4年12月15日民集46巻9号2829頁)にも言及しつつ論じなさい。(50点)

[第2問]

いずれか一問のみを選択し、解答しなさい。(50点)

- (1) 2026年1月、出版社Yは、発売する週刊誌に、有名衆議院議員Xの長男Aがカルト宗教団体Bの集会に出席し、教祖と握手している写真を掲載し、XとBとの密接な関係を記事にする予定で、同年1月1日の全国紙に広告を出した。Xは、緊急記者会見を開き、身に覚えのないことで勝手なことを書かれることは耐えられないと述べ、裁判所に掲載号の発売差止めの仮処分を求め、裁判所は同年1月13日にその申立てを認容した。この際、Yは、Webページなどで、記事には確証があると主張していたが、裁判所は、AがBの集会に参加していたことは確かではあるがXは参加しておらず、XのBとの関係はなお不確かなものであり、発売されればその政治生命に関わる恐れが大きいことを、記事差止めを認める主たる理由としていた。果たして、裁判所によるこの判断は憲法違反か。司法審査基準や合憲性判断テストなどの基準を明らかにした上で論じなさい。
- (2) 内閣不信任案可決も内閣信任案否決もない中での、もっぱら閣議決定に基づく、日本国憲法7条を根拠とする衆議院の解散の合憲性について論じなさい。

[民 法]

次の第1問および第2問のすべてに解答しなさい。

[第1問]

次の(1)および(2)のすべてについて、それぞれ150～300字程度で解答しなさい。(各25点)

(1) 動産物権変動の対抗要件である引渡し(民法178条)の方法のうち、占有改定とはどのような方法なのか、簡単な具体例をあげながら説明しなさい。

(2) 法律行為一般の取消しと婚姻の取消しは、取消しの方法および効果においてどのような違いがあるか、根拠となる規定をあげながら説明しなさい。

[第2問]

次の(1)または(2)の中から一問を選択し、解答しなさい。その際、選択した問題の番号を冒頭に記載すること。(50点)

(1) 被相続人が自らを被保険者とし、共同相続人のうち一部の者を死亡保険金受取人とする生命保険契約を締結していたとき、①被相続人の死亡により発生する死亡保険金請求権は当該被相続人の相続財産を構成するか、②死亡保険金受取人として指定された相続人が取得する当該死亡保険金請求権は特別受益として持戻しの対象となるかという2点について、判例の立場を説明したうえで、その当否を論じなさい。

(2) 債権者代位権の事実上の優先弁済機能とは何か説明したうえで、債権者代位権にそのような機能が認められることの当否について、関連する学説の議論も踏まえながら論じなさい。

[商 法]

次の第1問および第2問のすべてに解答しなさい。

[第1問] 会計帳簿の閲覧等の請求に関する会社法433条1項の意義について、説明しなさい。
(50点)

[第2問] 出資の履行を仮装した募集株式の発行の効力について、論じなさい。(50点)

[租 税 法]

次の第1問および第2問のすべてに解答しなさい。(各50点)

[第1問]

国際課税において、各国による課税権の行使の正当性を根拠づける課税管轄権の考え方には2通りのアプローチがある。この2通りのアプローチについて説明し、これらの競合が発生した場合、日本ではどのように対応が取られているか、例をあげて記述せよ。

[第2問]

日本の所得税法において Permanent Traveler にはどのように課税されるか。納税義務者の区分および課税範囲について述べつつ説明せよ。記述に際し、武富士事件（最高裁平成23年2月18日第二小法廷判決（訟月59巻3号864頁））に言及すること。

※Permanent Traveler とは、例えば1週間ごとに各国に滞在して世界中を転々と移動する、いわゆる「永遠の旅人」を指す。

[経 済 法]

次の第1問および第2問のすべてに解答しなさい。

[第1問] X社は、A県において最大のシェアを有する地方銀行である。A県にはもう一つ有力な地方銀行のY社が存在しており、X社とY社で県内の銀行業務のほとんどを担っている。A県は北部に大都市が複数存在することから、北部で大企業向けの貸し出しが多く、南部では中小企業向けに限定されるという状況にあった。なお、A県は陸地の南端にある県であるため、A県の北部は複数の県と隣接しているが、南は海洋となっている。

現在、X社はY社の株式に係る議決権を、50%を超えて取得することを計画している。かかるX社の行動について、独占禁止法上、どのように評価されるか。X社が金利動向のモニタリングの実施や、融資内容についての第三者による相談窓口を開設することを提案することも考えている点を含めて検討せよ。(60点)

[第2問] フリーランス法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律、令和5年法律第25号）が制定されたが、この法律の目的や内容等について説明せよ。(40点)

[労 働 法]

次の第1問から第3問までの中から二問を選択し、解答しなさい。その際、選択した問題の番号を冒頭に記載すること。(各50点)

[第1問] 競業禁止義務がいかなる場合に認められるかについて、裁判例において用いられている判断枠組みを踏まえつつ、説明しなさい。

[第2問] 男女雇用機会均等法の制定経緯やその後の展開、規制内容について説明しなさい。

[第3問] Xは、配送事業等を営むY社との間で、1年間の期間の定めのある労働契約を締結し、P事業所において、正社員や他の有期契約労働者と共に、化粧品の配送及び在庫管理業務に従事してきた者である。XとY社は、同一の労働条件の有期労働契約を3回更新した。

Y社は、化粧品メーカーのZ社から請け負う配送業務について、1年ごとの入札により受注していたが、ある年、競合他社であるW社に敗れ、受注ができなかった。P事業所で扱う業務の9割は、Z社化粧品の配送関連業務であったため、Y社はP事業所を閉鎖することを決定し、P事業所で働く全従業員を対象とする説明会で上記について説明した。Y社はまた、Xを含む有期契約労働者との個別面談において、次の更新が最後の更新となり、その年の8月末日をもって労働契約が終了することとなる旨説明した。その際、Y社は、「更新の有無」の欄に「無（本更新をもって最後の更新とし、本契約の期間満了により労働契約を終了する）」という条項が含まれる労働契約書を提示し、これにサインをするか、あるいは、Y社を退職した上で、W社への移籍を希望するかを確認した。Xは、Y社で出来る限り長く働きたいとして、上記労働契約書にサインをし、4回目の更新をした。Xは、同労働契約に基づき就労し、その後、Y社は、上記労働契約の期間満了日をもってXを雇止めする旨の通知をした。これを受けて、XはY社に対し、契約を更新して欲しい旨記載した書面を送付した。

Y社による雇止めの効力について、判断枠組みを示した上で結論を導きなさい。

[知的財産法]

不正競争防止法の形態模倣規制について、詳しく説明しなさい。

[開発協力論]

2015年に国連総会にて採択された「SDGs：持続可能な開発目標」は、2030年に達成年を迎える。もしも2030年から2045年までに世界が達成すべき共通目標を設定するとしたら、どのようなものを考案しうるか。現行のSDGsが抱える課題や限界を説明した上で、あなたが考える「ポストSDGs」の構想を説明せよ。

[国際行政論]

あるアメリカの国際政治の専門家は、2010年代半ばに、今日の世界では権力は衰えつつあり、手に入れやすくなったがその行使は難しくなり、失われやすいものとなったと主張した。彼によれば、こうした変化は、覇権がアメリカから中国へ移ったり、西側先進諸国の影響力が失われつつあるという変化を超えたものである（モイセス・ナウム著、加藤万里子訳、『権力の終焉』、日経BP社、2015年7月21日出版）。

この見解を踏まえて、今日の世界における権力のあり方の変化について、あなた自身の意見を述べよ。その際、権力を適切に定義したうえで、自分の主張の論拠を出来るだけ具体的に説明せよ。



